

令和6年度退職予定者に対する福利厚生制度等の説明会

広島県教職員の退職手当の概要について

広島県教育委員会職員給与室

広島県教職員の退職手当の概要について

1 退職手当の概要

2 提出書類などの事務手続き

1 退職手当の概要 退職手当の支給対象者

項目	支給対象者
在職期間	6 月以上 （任用日の属する月～退職日の属する月の月数）
該当者	地方公務員法第 3 条第 2 項に規定する常勤の一般職職員
	市町村立学校職員給与負担法第 1 条及び第 2 条に規定する職員

1 退職手当の概要 退職手当額の計算方法

$$\boxed{\text{基本額（退職日の給料月額} \times \text{支給割合）}} + \boxed{\text{調整額}} = \boxed{\text{退職手当額}}$$

基本額	退職日の給料	教職調整額、教育職3級の給料に加算する額、給料の調整額を含む。
	支給割合	退職事由及び勤続期間に応じた割合。
調整額		在職中の職務の級、管理職手当支給割合、期末手当加算割合等に応じて定められている第1号区分～第9号区分とそれに応じた額のうち、各月ごとに額の多いものから順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額を合計した額。

※ 職員が60歳に達した日後の最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、7割水準の給料月額となる場合、その者に対する退職手当の基本額は、次により計算された額とする。

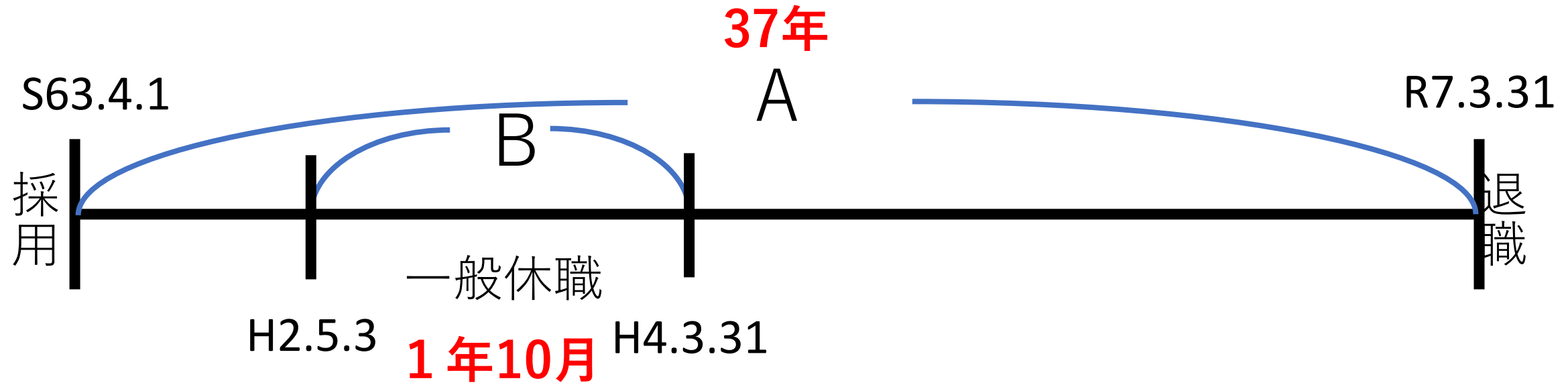
$$\begin{aligned} & \text{特定減額前給料月額} \times \text{減額日前日までの勤続年数に応じた支給割合} \\ & + \text{退職日給料月額} \times (\text{退職日までの勤続年数に応じた支給割合} - \text{減額日前日までの勤続年数に応じた支給割合}) \end{aligned}$$

※特定減額前給料月額 … 特定日前の最も高かった給料月額

※退職日給料月額 … 退職日の給料月額(7割水準の給料月額) + 管理監督職勤務上限年齢調整額

地域手当見直しに伴う水準調整は含まない。

1 退職手当の概要 勤続期間の計算



$$\text{勤続期間} = A - B / 2$$

$$(36\text{年} \times = 37\text{年} - 11\text{月})$$

※ 1年未満端数切捨て

1 退職手当の概要 支給割合

退職手当支給割合(平成30年4月1日以降)								
勤続年数	3条				4条	5条	6条の5	
	一項	二項	一項	一項	一項 二項	一項	一項 二項	一項 二項
	自己都合(20年以上)	自己都合(19年以下)	定年・応募認定退職(一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六・四十七・四十八・四十九・五十・五十一・五十二・五十三・五十四・五十五・五十六・五十七・五十八・五十九・六十・六十一・六十二・六十三・六十四・六十五・六十六・六十七・六十八・六十九・七十・七十一・七十二・七十三・七十四・七十五・七十六・七十七・七十八・七十九・八十・八十一・八十二・八十三・八十四・八十五・八十六・八十七・八十八・八十九・九十・九十一・九十二・九十三・九十四・九十五・九十六・九十七・九十八・九十九・百)	公務外傷病(運動災害傷病を除く)	定年・応募認定退職(一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六・四十七・四十八・四十九・五十・五十一・五十二・五十三・五十四・五十五・五十六・五十七・五十八・五十九・六十・六十一・六十二・六十三・六十四・六十五・六十六・六十七・六十八・六十九・七十・七十一・七十二・七十三・七十四・七十五・七十六・七十七・七十八・七十九・八十・八十一・八十二・八十三・八十四・八十五・八十六・八十七・八十八・八十九・九十・九十一・九十二・九十三・九十四・九十五・九十六・九十七・九十八・九十九・百)	整理・応募認定退職(一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六・四十七・四十八・四十九・五十・五十一・五十二・五十三・五十四・五十五・五十六・五十七・五十八・五十九・六十・六十一・六十二・六十三・六十四・六十五・六十六・六十七・六十八・六十九・七十・七十一・七十二・七十三・七十四・七十五・七十六・七十七・七十八・七十九・八十・八十一・八十二・八十三・八十四・八十五・八十六・八十七・八十八・八十九・九十・九十一・九十二・九十三・九十四・九十五・九十六・九十七・九十八・九十九・百)	定年・応募認定退職(一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六・四十七・四十八・四十九・五十・五十一・五十二・五十三・五十四・五十五・五十六・五十七・五十八・五十九・六十・六十一・六十二・六十三・六十四・六十五・六十六・六十七・六十八・六十九・七十・七十一・七十二・七十三・七十四・七十五・七十六・七十七・七十八・七十九・八十・八十一・八十二・八十三・八十四・八十五・八十六・八十七・八十八・八十九・九十・九十一・九十二・九十三・九十四・九十五・九十六・九十七・九十八・九十九・百)	
1	0.5022		0.837	0.837		1.2555		1.7×a
2	1.0044		1.674	1.674		2.511		2.6×a
3	1.5066		2.511	2.511		3.7665		3.5×a
4	2.0088		3.348	3.348		5.022		4.4×a
5	2.511		4.185	4.185		6.2775		5.4×a
24	38.7574		38.7574	38.7574		47.709	47.709	
25	39.7575		39.7575	39.7575		47.709	47.709	
36	40.7619		40.7619	40.7619		47.709	47.709	
37	41.7663		41.7663	41.7663		47.709	47.709	
38	42.7707		42.7707	42.7707		47.709	47.709	

1 退職手当の概要 調整額

調整額	在職中の職務の級、管理職手当支給割合、期末手当加算割合等に応じて定められている第1号区分～第9号区分とそれに応じた額のうち、各月ごとに額の多いものから順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額を合計した額。
-----	--

退職手当の調整額		教育職給料表(二)・(ロ) 教育職給料表(三)・(イ)	期末手当 加算割合
区分	月額(円)	H28. 4. 1 以降	
第6号	32,500	○3級（第5号区分が適用される職員以外の職員） ○特2級（大卒22年以上の経験年数を有する職員） ○2級（大卒29年以上の経験年数を有する職員）	10%
第7号	27,100	○特2級（大卒15年以上の経験年数を有する職員） ○2級（大卒22年以上の経験年数を有する職員）	

(別表3 一部抜粋)

1 退職手当の概要 退職手当から控除される金額

退職手当額 A					
所得税 B	市町村民税 C	県民税 D	住民税 E	一括徴収の 貸付金の 未償還元利金 F	口座振込額 G

$$G = A - (B \sim F \text{ の合計})$$

2 提出書類などの事務手続き

- (注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。
提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。
また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
- 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）又はその写しをこの申告書に添付してください。
- 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

振込口座は必ず本人名義のものを指定していただくとともに、通帳の写しについては、金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義のフリガナが確認できる箇所の写しを提出してください。

退職手当受給調査書							
退職手当の受取方法・受取先（左表で「無」へ○をした者のみ記載）							
退職後の住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇						
受取方法	① 口座振替払 2 隔地払 (希望の受取方法へ○をする。)						
受取場所	金融機関名				本支店名		
	〇〇銀行				〇〇支店		
	金融機関コード				支店コード		
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
預金種類	普 通						
口座番号	0	1	2	3	4	5	6
フリガナ 名義人(本人)	〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇						

上記のとおり相違ありません。
広島県教育委員会 様

令和 〇年 〇月 〇日

右詰め(前〇)で記入する。

職名・氏名 教諭 〇〇 〇〇

※ 書類を提出した後に、住所氏名が変更になった場合や口座の解約等を行った場合には、必ず職員給与室へ速やかに連絡をしてください。

私が本

チェック

ます

2 提出書類などの事務手続き

退職手当の支給	支給日（予定）
原則	令和7年4月18日（金）
提出書類が間に合わなかった場合等	令和7年4月末日までに

※退職手当計算（明細）書・源泉徴収票は、
簡易書留で退職後の住所に郵送

退職手当の書類に関する照会先

- ・ **県教育委員会事務局・県立学校**

【担当】 県教育委員会事務局管理部教職員課
職員給与室 **給与第一係**

【電話】 0 8 2 - 5 1 3 - 5 0 0 1

- ・ **市町立の所属**

【担当】 県教育委員会事務局管理部教職員課
職員給与室 **給与第二係**

【電話】 0 8 2 - 5 1 3 - 5 0 0 3